

第1問

小問(1)

第8回

- 申請人は被申請人に対し、雇用契約上の権利を存する地位にあることの確認を求めている。
- 申請人は被申請人に対し、^{平成}24年12月10日以降、毎月10日限り金45万5千円の割合の支払いを求めている。
- 申請人は被申請人に対し、平成24年11月1日以降、社会保険、雇用保険の加入を求めている。

ある程度同じリズムの文にする。

小問(2)

- ① 実母が要介護2の介護を要しており、更に認知症のため目が離せない状態であること。(診断書を社に提出済)
- ② 妻は地方公務員が転勤は困難であり、慢性疾患に罹患しているため、東京への^{転住}転勤、実母の面倒を見ることが困難であること。
- ③ 長女は専業主婦、次女は小学生のため、母の面倒をみる能力にはなっていないこと。
- ④ 単身赴任者に月1回の帰宅旅費を会社側が負担する制度はあるが、月1回の大規模な帰宅ではどうしようもないこと。
- ⑤ 現社長が申請人を嫌っており、東京への配転により目障りな申請人を排除すると言った非合理的な目的があること。

でエピソードだけ文体を整える。

小問(3)

- ① 9月3日に内示を出した際、申請人は転勤承諾の意向表を示したこと。
- ② 申請人の母親の状態を配慮し、介護手配を講じたため1ヶ月間の時間的猶予を与え配転していること。
- ③ 介護支援サービスに加え妻や娘や叔母等の協力が実母の介護は可能であること。
- ④ Xの担当業務が不調、東京支店の業務が急増等、配転には会社の経営に合理的な理由があること。
- ⑤ 今回は昇格を伴う配転であり、申請人に対する嫌がらせであるという主張は事実無根であること。

小問(4) ① 考察した見通し

申請人の母は介護2の状態にあり、併せて認知症が進行中である。	家族はいるもののそれだけでは事情を抱えている。	申請人が大抵から東京に配転になると、家庭崩壊の危険があるため、申請人の本件転勤拒否が転勤拒否に伴う諭旨解雇は無効であると主張する。	詐病と取られる被申請人が解雇権濫用したと判決されれば可能性が高くなる。
--------------------------------	-------------------------	---	-------------------------------------

行の最初のマス目に句読点はダメ

マス目は80%埋めるのが目標

162 / 200

「倫理は超重要です」

小問(4) ②解決の方向

該	許	と	な	ら	ば	、	時	間	と	責	任	が	か	か	り	上	に	申	請	人	の	解	任	が	
無	効	と	な	り	可	能	性	が	高	い	こ	と	を	被	申	請	人	に	伝	え	、	申	請	人	
が	大	段	で	勤	務	が	ま	り	よ	う	雇	用	契	約	上	の	権	利	を	支	張	可	き		
そ	の	際	に	言	明	の	課	長	昇	進	に	つ	い	て	は	見	送	り	こ	と	も	視	野	に	
入	れ	て	あ	っ	せ	ん	を	進	め	る	。被	申	請	人	が	心	づ	か	れ	ば	、	平			
成	24	年	10	月	31	日	付	合	意	退	職	と	し	、	申	請	人	が	被	申	請	人	の	下	
請	業	者	と	し	て	契	約	が	締	結	が	ま	り	よ	う	に	被	申	請	人	に	け	た	ら	
ま	か	か	り																						

第2問
小問(1)

10月12日

訂正のため
余白を作る

180
200文字

甲	は	A	の	依	頼	を	受	け	る	こ	と	は	ま	り	な	い	。	又	は	「	労	働	問	題	
由	り	に	と	相	談	所	と	い	う	看	板	を	掲	げ	た	経	営	コ	ン	パ	ニ	シ	タ	ン	
に	お	き	か	、	社	会	保	険	労	務	士	の	道	格	を	有	し	て	い	た	い	。			
こ	の	よ	う	な	ら	ば	、	社	会	保	険	労	務	士	に	関	する	相	談	業	務	、	年	続	業
務	を	兼	業	す	る	行	為	は	、	社	会	保	険	労	務	士	法	に	定	め	ら	れ	て	い	
る	「	社	会	保	険	労	務	士	以	外	の	者	と	の	協	業	の	禁	止	」	に	違	反	す	
る	た	め	、	甲	は	A	の	依	頼	を	受	け	る	こ	と	は	ま	り	な	い	。				

170
200文字

依頼を受けるか否か？は、余程自信がなければ、試験対策上、「受任できない」という

小問(2) 如何に解答可きことをお答えなさい(部分点も取りやすい)

甲	は	A	の	依	頼	を	受	け	る	こ	と	は	ま	り	な	い	。	市	役	所	主	催	の	無
料	の	相	談	会	で	B	が	甲	に	相	談	し	た	内	容	は	サ	ー	ビ	ス	残	業	に	つ
い	て	一	般	的	な	労	働	基	準	法	に	つ	い	て	お	き	か	ら	、	個	別	労	働	
問	係	紛	争	に	お	き	か	ら	い	た	め	、	双	方	代	理	の	禁	止	を	定	め	た	
社	会	保	険	労	務	士	法	第	22	条	2	項	に	違	反	す	る	こ	と	は	ま	り	な	い
し	か	し	な	ら	ば	、	当	あ	つ	せ	ん	年	続	の	前	に	B	と	甲	が	、	市	役	所
主	催	の	無	料	相	談	会	と	い	え	、	面	識	が	あ	る	こ	と	を	A	社	が	知	
れ	ば	、	年	続	義	務	や	品	位	を	保	持	し	て	も	A	社	と	の	信	頼	関	係	を
損	ね	る	お	き	か	ら	い	、	社	会	保	険	労	務	士	法	第	16	条	に	定	め	ら	
れ	て	い	る	信	用	失	墜	行	為	の	禁	止	違	反	と	な	る	こ	と	は	ま	り	な	い

社労士法が16条、22条は最重要です。

249
250文字

120分で問題文を読んで、解答用紙に記述するのは
それなりにトレーニングが必要だと思いきや。